第３次池田市男女共同参画推進計画

～いけだパートナーシップ 21～

推進状況報告書

―令和７年度施策―

池　田　市

はじめに

私たちのめざす男女共同参画社会は、すべての市民がその能力を最大限に発揮できる社会です。性別にかかわらず、平等な機会や権利を持ち、固定的な性別役割分担意識をなくすことにより、個々の能力を引き出し、持続可能な社会の発展を促進します。

本市では、2000年（平成12年）に「池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ 21～」を策定し、2002年（平成14年）には「池田市男女共同参画推進条例」を施行することで、男女共同参画社会の実現に向けた第一歩を踏み出しました。以来、男女が共に活躍できる社会の実現に向けて、さまざまな施策を展開してまいりました。

2008年（平成20年）には、DV防止及び被害者保護のための体制整備を基本課題に加え、社会情勢の変化に適応した見直しを行い、2012年（平成24年）には「第2次池田市男女共同参画推進計画」を策定し、12年間の長期的な視点で施策を進めてまいりました。さらに、2017年（平成29年）には「女性活躍推進法」や社会情勢の変化を踏まえた改訂版を策定し、時代の変化に対応した施策をめざしました。

また、2024年（令和6年）に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、それらの基本計画を含む「第3次池田市男女共同参画推進計画～いけだパートナーシップ 21～」を策定いたしました。

今後も、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進すべく取り組んでまいります。

本書は、「第3次池田市男女共同参画推進計画」の令和7年度中における全庁的な男女共同参画施策の取り組みをまとめたものです。参考資料としてご活用ください。

なお、関係部課におきましては、今後とも市民や事業者の皆様と連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向けて、着実に施策を推進していただきますようお願い申しあげます。

令和8年9月
池田市男女共同参画推進本部

◆計画の体系◆

基本課題	重点施策	施策の方向
Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤整備	**1．男女共同参画についての理解の推進**	①男女共同参画推進のための広報・啓発活動の推進 ②調査・統計における男女別情報の充実
	2．生涯にわたる男女平等教育の充実	①保育所・こども園・幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校における男女平等教育の充実 ②多様な選択を可能にする社会教育の推進
	3．男女の生涯にわたる健康の保持・増進	①生涯にわたる健康づくりの支援 ②思春期教育の推進
Ⅱ 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進【女性活躍推進計画】	**1．政策・方針決定過程への女性の参画促進**	①行政委員・審議会委員等への男女共同参画の促進 ②市政や教育にかかわる政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ③女性のエンパワメントとネットワーク支援
	2．男女が協働で行う地域活動の促進	①男女共同参画で行う地域活動・社会活動の促進 ②防災・災害復興対策における男女共同参画の推進

基本課題	重点施策	施策の方向
Ⅲ 就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現 【女性活躍推進計画】	**1．就労の場における男女平等の促進**	①就労の場における男女の均等な機会と待遇の確保の推進 ②農業、自営業等に従事する女性の就業環境の整備
	2．仕事と生活の調和（ワーク･ライフ･バランス）の実現のための支援	①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知促進 ②男性の家庭生活や地域活動への参画の促進 ③仕事との両立を支える子育て・介護サービスの拡充
Ⅳ 人権尊重と、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現 【DV防止基本計画】【困難女性支援基本計画】	**1．あらゆる暴力の根絶**	①セクシュアル・ハラスメント等あらゆる暴力根絶のための啓発推進 ②暴力被害者への相談の充実
	2．ＤＶを発生させない教育・啓発	①ＤＶ被害防止に向けた啓発の推進 ②職務関係者への研修の充実 ③加害者への教育・啓発
	3．ＤＶ被害者の安全を確保するための支援の推進	①相談窓口の充実、情報提供 ②緊急時の安全確保 ③関係機関との連携協力
	4．ＤＶ被害者の自立に向けた支援	①自立支援策の充実 ②関係機関との連携協力
	5．さまざまな困難を抱える人々の生活の安定と自立への支援	①高齢者・障がい者の生活支援の充実 ②ひとり親家庭等の生活支援の充実 ③在住外国人等の生活支援の充実 ④複合的に困難な状況に置かれている人への支援の充実

◆第３次計画の指標◆

基本課題	指標名	計画策定時点 （2023 年度 （令和 5 年度））	目標値 （2034 年度 （令和 16 年度））
Ⅰ 男女共同参画社会実現のための基盤整備	広報誌・ホームページ・ＳＮＳへの男女共同参画関連記事の掲載回数	60 回	70 回
	男女共同参画に関する研修・啓発事業の実施回数・参加者数	26 回 573 人	増加させる
	乳がん検診受診率（※①）	13.8%	30%
	子宮がん検診受診率（※①）	17.3%	30%
Ⅱ 男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進	女性のいない審議会等を０にする	71 機関中 14 機関	0 機関
	審議会等への女性の参画率	27.７%	40%
	市職員のうち女性管理職の割合	課長級 24.5% 次長級・部長級 10.4%	課長級 30% 次長級・部長級 14%
	「地域活動の場」の男女の平等感「平等である」と回答した人の割合	29.4%	50%
Ⅲ 就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現	「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知	54.3%	70%
	生活のなかで大切にしたいことが実現できている人の割合（※②）	43.0%	増加させる
	市男性職員の育児休業取得者率 ・１月以上取得した男性職員 ・３月以上取得した男性職員	33.3% 50% 33.3%	40%以上 60% 40%
	市男性職員の出産補助休暇又は育児参加休暇の取得率	88.9%	100%
	父親向けの子育て支援事業の実施回数・参加者数	77 回 425 人	増加させる
Ⅳ 人権尊重と、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現	あらゆる暴力根絶のための啓発や講座の実施回数	6 回	10 回
	暴力を受けた際の対応について「(１)相談したかったがしなかった」「(２)相談しようと思わなかった」の割合	（１） 4.9% （２） 51.9%	減少させる
	市職員・相談員への研修及びＤＶ防止のための情報提供	1 回	2 回

※　①乳がん検診受診率は 40 歳～69 歳、子宮がん検診受診率 20 歳～69 歳対象。

※　②理想のワーク・ライフ・バランスを実現できている人の割合を測る指標とする。市民意識調査結果より、希望×現実のクロス集計で算出。

基本課題Ⅰ　男女共同参画社会実現のための基盤整備

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
1	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	多様な媒体を活用して広報・啓発するとともに、さまざまなセミナー等の機会を活用して、男女平等・男女共同参画の必要性について理解するための情報発信を充実します。	○男女共同参画啓発パンフレットの作成 内容：アンコンシャスバイアスについてのパンフレットを作成 部数：1,000部 配布：市内公共施設で配布	人権・文化国際課
2	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	市の広報活動において遵守すべきガイドラインに沿って、男女共同参画の視点に立った表現を徹底します。	○広報誌での男女共同参画の視点に立った表現 内容：ガイドラインは未策定であるが、「記者ハンドブック新聞用字用語集」（共同通信社）を参考に、男女共同参画の視点に立った表現を徹底	広報広聴課
3	多様な媒体や機会を通じた情報発信・啓発	男女共同参画について効果的に啓発できるよう、社会を取り巻く環境や課題の変化に合わせた啓発事業を実施し、学びや人とのつながりを通して、多様な市民をエンパワメントできるように支援します。	○男女共同参画社会をめざす講座の開催 内容：父親支援事業（8回）、性を学ぶ啓発冊子の作成と中学3年生へのへの出前講座(5回)、こころのケア講座(9回)、就労支援セミナー（4回）、父子のものづくりワークショップ（1回）、家事教室（対象：男性、5回）、女性の人材育成事業（5回）、LGBTQ講演会、防災講座、世界の暮らしから見えてくる男女のパートナーシップのかたち(2回)、男性対象フェムケアセミナー 場所：ダイバーシティセンター	人権・文化国際課
4	市職員・教職員に対する情報発信・啓発	市職員及び教職員が男女平等や男女共同参画意識の向上を図れるよう、研修や啓発活動を継続して実施します。	○職員研修会 内容：「人権講演会」（4回） 対象：希望者 人数：311人	人事課
5	市職員・教職員に対する情報発信・啓発	一人ひとりが個性や能力を十分に発揮できるよう、教職員の男女共同参画意識向上をめざして、人権教育研修や情報提供・発信を推進します。	○人権教育研修 内容：「人権教育研修会」（8回） 対象：教職員 人数：178人	学校教育推進課
6	男女共同参画に関する各種調査などの情報収集	男女共同参画の実情やニーズを的確に把握し、施策に反映させるため、国や府の新しい取組や各種意識調査の情報を収集し、市民に提供します。	○全部局での取り組み	全部局
7	男女別情報（ジェンダー統計）の充実	男女間格差の実態を客観的に把握するために、庁内で実施される各種意識調査の結果や統計データ等において男女別のデータ収集に努め、公表します。	○全部局での取り組み	全部局
8	教職員の学習機会の充実	園内外の研修での学びを継続し、保育のスキルアップを図ります。さらに、人権問題担当者研修や所園内での人権研修を通して、人権的な視点から物事を見たり、感じたりする中で職員自身の人権を大切にする感覚をみがいていきます。	○保育士等研修会の実施 内容：「保育の質向上のための研修」 対象：保育所等関係者 人数：87人	幼児保育課
9	教職員の学習機会の充実	人権尊重や、男女平等の視点を大切にしながら保育を進めます。また、ドキュメンテーションやおたよりによる保護者との保育の様子の共有や、平和やあらゆる人に対する人権の尊重に関する絵本鑑賞会を通じて啓発を行います。	○乳幼児期における人権保育 内容：池田市人権保育基本方針を元に、人権問題研修会の取り組みなどを通して、気になる子どもへの対応、子どものつぶやきの収集、平和に関する絵本鑑賞などの取り組み、保護者への啓発などに努める。	幼児保育課
10	教職員の学習機会の充実	思い込みや偏見によって無自覚に相手を傷つけることがないよう、教職員が差別への敏感な視点を持つとともに、全学校園で年間計画に沿った人権教育を行い、男女平等教育の推進を図ります。	○人権教育研修 内容：「人権教育研修会」（8回） 対象：教職員 人数：178人 ○池田市人権教育研究協議会との連携 内容：年7回の専門部会での情報交流と啓発活動	学校教育推進課
11	性別にとらわれないキャリア教育の推進	人との信頼関係を基盤として、自己肯定感を育み、主体的に生活や遊びを進められるよう支援をしていきます。	○乳幼児の保育、教育の充実 内容：乳児期から就学前年齢までを通して、性の違いに拘ることなく、人との信頼関係を基盤として自己肯定感をもち、自発的・自立的に行動する態度を培えるよう支援を行う。	幼児保育課
12	性別にとらわれないキャリア教育の推進	集団の中で幼児が自己を発揮し、自信を持って行動できるように、人とかかわる楽しさや、人の役に立つ喜びを味わうことができる体験活動を推進します。	○就学前教育の充実 内容：3歳児・4歳児・5歳児の3か年を見通した教育課程を編成し、性別にとらわれず、個々の幼児の個性や可能性の伸長を図ることができるよう指導・助言を行った。	学校教育推進課
13	性別にとらわれないキャリア教育の推進	総合的な学習の時間等でのキャリア教育をはじめとする全教育活動を通して、性別にとらわれず、自分の役割や社会との関係性について学び、自分らしく生きていく力を育みます。	○男女平等観にたった特別活動の推進 内容：特別活動・学校行事を進めるにあたり性差ではなく個人の特性・適性 に応じた活動が展開でき、それぞれの個性が一層伸長するような活動が進められるよう、教育課程ヒアリング等で指導・助言を行った。	学校教育推進課
14	性別にとらわれないキャリア教育の推進	職場体験等のキャリア教育をはじめとする全教育活動を通して、生徒の社会的・職業的自立に向けて、性別にとらわれない勤労観・職業観を育みます。	○技術・家庭科における男女共修の推進 内容：基礎技能の習得にとどまらず、固定観念に基づく性別役割分担意識等を改革していくよう配慮し、学年に応じた適切な指導が一層充実するよう、教育課程ヒアリング等で指導・助言を行った。	学校教育推進課
15	誰もが参加しやすい環境づくりの推進	若年層や成人男性、育児期の男女等に向けて保育付きや曜日、時間帯等を考慮した講座等の開催の充実を図ります。	○全部局で取組	全部局
16	社会教育関係者への研修の充実	市主催人権講演会等への参加を通じて、社会教育関係者の課題意識のアップデートを図れるよう努めます。	○市主催人権講演会への参加	社会教育課
17	男女共同参画に関する学習機会の充実	男女共同参画について効果的に啓発できるよう、社会を取り巻く環境や課題の変化に合わせた啓発事業を実施し、学びや人とのつながりを通して、多様な市民をエンパワメントできるように支援します。［再掲］	○男女共同参画社会をめざす講座の開催 内容：父親支援事業（8回）、性を学ぶ啓発冊子の作成と中学3年生へのへの出前講座(5回)、こころのケア講座(9回)、就労支援セミナー（4回）、父子のものづくりワークショップ（1回）、家事教室（対象：男性、5回）、女性の人材育成事業（5回）、LGBTQ講演会、防災講座、世界の暮らしから見えてくる男女のパートナーシップのかたち(2回)、男性対象フェムケアセミナー 場所：ダイバーシティセンター	人権・文化国際課

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
18	情報教育の推進	デジタル技術を最大限効果的に活用した個別最適な学びと協働的な学びを一体的に進めるため、授業デザインの研究と教職員研修の充実を図ります。また、プログラミング教育、情報モラル教育を一層推進します。	○研修会の実施、情報提供の支援 内容：小・中・義務教育学校の情報教育の充実・推進に向け、情報教育担当者会、ネットワーク担当者会を中心に、研修会の実施、情報提供等の支援を行う。	教育センター
19	主体的な健康づくりの意識の醸成	健康づくりに主体的に取り組む市民を支援します。	○いけだ健康フェスタの実施 内容：健康に関するイベント等を行い、健康管理に対する啓発を行う。 開催：令和7年6月7日（土）　参加者数：418人	健康増進課 保険医療課 国保・年金課 地域支援課 介護保険課
20	主体的な健康づくりの意識の醸成	女性の「自分らしい生き方」を応援し女性の自己選択を支援するために、加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う未受精卵子凍結に関する費用の一部を助成します。	○卵子凍結費用助成事業 内容：凍結保存費用として20万円、保存継続費用として継続1年度ごとにつき2万円（5回まで）を助成している。 凍結保存費用助成件数（初回申請）：3件 保存継続費用助成件数（継続申請）：2件	子ども未来課
21	主体的な健康づくりの意識の醸成	フェムケアについて、市民が学べる機会の提供に努めます。	○フェムケアについて学ぶ講座の開催 内容：性を学ぶ啓発冊子の作成と中学3年生へのへの出前講座(5回)、、男性対象フェムケアセミナー	人権・文化国際課
22	性差に応じた健康づくりの充実	性差による健康課題を踏まえ、健康づくりに主体的に取り組めるよう、健康に関する情報提供に努めます。また、年齢に応じた健康診査や検診の受診による、疾病の予防や早期発見を促進します。	○健康増進事業の実施 内容：生活習慣病の改善が図れるよう、健康教育・健康相談を実施。 人数：健康教育･･･延べ137人　健康相談･･･延べ183人 ○保健事業のご案内の配布 内容：保健事業についての案内冊子を毎年全戸配布している。	健康増進課
23	性差に応じた健康づくりの充実	乳幼児期の健全なこころとからだをつくるため給食及び運動遊びの充実に努めます。	○乳幼児期の健康管理の充実 内容：乳幼児期の健全な心と体を作るための望ましい食習慣の確立と、運動の保障を行う。	幼児保育課
24	性差に応じた健康づくりの充実	男女それぞれの健康課題を踏まえた保健事業の充実を図ります。特に女性については、女性ホルモンが劇的に変化するという特性を踏まえ、ライフステージごとの健康課題の解決が図れるよう、保健事業の充実に取り組みます。	○健康診査の実施 内容：女性特有の疾病、生活習慣病等の早期発見・治療を図る。 人数：健康診査‥12，898人、子宮がん検診･･･3，957人、乳がん検診･･･2，129人、骨粗しょう症検診･･･1，081人	健康増進課
25	健康問題に関する情報提供の充実	市ホームページ等も活用し、市民が健康を害する要因について対する正しい知識を得るための情報提供に努めます。	○健康課題関連の情報提供の実施 内容：ポスターの掲示や窓口にてパンフレット等の配布を行い、情報提供を行っている。	健康増進課
25	健康問題に関する情報提供の充実	市ホームページ等も活用し、市民が健康を害する要因について対する正しい知識を得るための情報提供に努めます。	○健康課題関連の情報提供の実施 内容：ポスターの掲示や窓口にてパンフレット等の配布を行い、情報提供を行っている。	子ども未来課
26	学校等における性教育の充実	子どもたちが性についての正しい知識を身につけられるよう、発達段階に応じた性教育を段階的に進めていくため、教職員研修と性教育指導資料の充実を図ります。	○人権尊重の立場にたった性教育の推進 内容： ・性に関する指導は、互いを大切にして生きていくという広い視野に立った人間教育として、学校の全教育活動を通じて行うこと。 ・一人ひとりの児童・生徒が、男女共同参画社会の担い手としての姿勢を身につけ、資質を深めていくこと。 ・発達段階に応じた系統的な指導を、家庭や地域と連携しながら行うこと。 以上を踏まえて、各学校における性教育が、一層充実するよう指導・助言を行った。	学校教育推進課
27	学校等における性教育の充実	一人ひとりの子どもと丁寧にかかわり、子どもたちが大切にされる経験を積み重ね、自分自身を大切にできるよう家庭と連携しながら教育・保育を行います。	○思春期の男女に対する正しい知識の普及 内容：主として保健・理科・道徳における性教育の推進にむけ教育課程ヒアリング等での指導・助言を行う。	幼児保育課
28	思春期相談の充実	集団への不適応、発達特性、思春期における性に対する悩み、身体上の悩み等、年々多様化する相談内容に応じて相談員を増やし対応します。さらに経験の浅い相談員対象の研修の実施や連携体制の構築を推進し、児童生徒や保護者からの信頼関係を深めていけるよう努めます。	○教育相談の実施 内容：平成24年度からこれまで教育研究所・青少年センターで受けていた教育相談を全て教育センターで応じている。公認心理師をはじめとした教育相談員等を配置し、相談を行っている。 件数:3,636件	教育センター

基本課題Ⅱ　男女が協力して取り組む地域・まちづくりの推進

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
29	審議会等への女性委員の積極的登用	政策・方針決定過程に男女の意見が同等に反映されるよう、男女のどちらか一方の割合が40%を下回らないように、審議会等委員への女性の積極的な登用に努めます。	○各種審議会等への女性の登用促進 内容：女性の登用状況の把握と促進のため、全庁的に調査を実施 比率：27.0%（198/747人）（令7年4月1日現在）	全部局
30	審議会等への女性委員の積極的登用	政策・方針決定過程に男女の意見が同等に反映されるよう、男女のどちらか一方の割合が40%を下回らないように、審議会等委員への女性の積極的な登用促進策を進めます。	○各種審議会等への女性の登用促進 内容：女性の登用状況の把握と促進のため、全庁的に調査を実施 比率：27.0%（198/747人）（令7年4月1日現在）	人権・文化国際課
31	女性委員のいない審議会などの解消	女性委員のいない審議会等をなくすよう努めます。	○女性のいない審議会などの解消 内容：登用状況調査の結果を踏まえ、女性委員のいない審議会等に対し働きかけを行う。 対象：68機関中13機関 （令和7年4月1日現在）	全部局 人権・文化国際課
32	女性職員・教職員の職域拡大	性別にかかわらず、優秀な人材の確保と適材適所な人員配置に努めます。	○職員構成状況（女性割合） （令和8年4月1日現在）R7年度51.9%(766/1475人）→ R8年度51.8%(753/1453人） ※府費負担教職員及び自治法派遣職員を除く。	人事課
33	女性職員・教職員の職域拡大	女性教職員を確保するために、出産育児等の休暇制度や時間外労働時間の削減等を広く周知し、男女ともに働きやすい職場環境づくりを推進します。また、女性教職員が特定の職務に偏ることなく、多様な仕事を経験しながら能力を向上できるように職域拡大や積極的な登用を推進します。	○教職員構成状況（女性割合） （令和8年5月1日現在） R7年度→R8年度 教員 60.7%→60.2% (256/422人） →(252/418人） 事務職員61.5% →64.3% （8/13人）→ （9/14人） ※教員には養護教諭、栄養教諭を含む。講師、臨時主事等を除く。	教職員課
34	女性職員・教職員の管理職への登用の促進	能力のある職員の管理職登用を進めるために、働き方の見直し等の職場環境の整備を行います。	○職員管理職構成状況（女性割合） （令和8年4月１日現在） R7年度　R8年度 部長級　0.0% → 0.0% （0/12人） 参事級　0.0% → 0.0% （0/0人） 次長級　11.1% → 15.8% （3/19人） 課長級　20.0% → 20.0% （14/70人） 課長代理級　35.6% → 31.5% （29/92人） 係長級　26.5% → 26.8% （30/112人） ※市立池田病院医務局、府費負担教職員及び自治法派遣を除く。 ○「池田市特定事業主行動計画」の推進 内容：女性活躍推進法に基づいて令和3年3月 に策定した特定事業主行動計画（5か年）を推進する。 令和8年3月に第三期計画を策定（5か年） （次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画と一体として策定）	人事課
35	女性職員・教職員の管理職への登用の促進	女性管理職への登用を進めるために、男女の意識啓発や働き方の見直しを行います。また、将来管理職として活躍できるよう、指導教諭や首席等の役職への任用について女性職員・教職員への声掛けにも努めます。	○教職員管理職構成状況（女性割合） （令和8年5月1日現在） 令和7年度　令和8年度 小学校 校長　44.4% → 22.2%（2/9人） 副校長　0.0% → 100%（1/1人） 教頭　60.0% → 50.0%（5/10人） 中学校 校長　0.0% → 0.0%（ 0/5人） 教頭　20.0% → 20.0%（1/5人） 計　36.7% → 30.0%（9/30人） ※小学校…義務教育学校前期課程を含む。 中学校…義務教育学校後期課程を含む。	教職員課
36	女性リーダーの発掘・育成	審議会等への女性の登用を図るとともに、地域活動や就労の場等で活躍する女性リーダーを育成します。	○各種審議会等への女性の登用促進 内容：女性の登用状況の把握と促進のため、全庁的に調査を実施 比率：27.0%（198/747人）（令7年4月1日現在） ○女性のいない審議会などの解消 内容：登用状況調査の結果を踏まえ、女性委員のいない審議会等に対し働きかけを行う。 対象：68機関中13機関 （令和7年4月1日現在）	人権・文化国際課
37	女性のチャレンジに関する情報収集と提供の充実	石橋図書館と連携し、ジェンダー平等やダイバーシティ推進のための図書の充実を図り、市民が本を通して学ぶ機会を提供します。	○ダイバーシティセンター内図書の充実 内容：男女共同参画に関する図書の設置（石橋図書館との連携）	人権・文化国際課
38	女性の活動グループの育成	ジェンダー平等やダイバーシティ社会の実現に向けて活動するグループによる、ダイバーシティセンター会議室の利用について、使用料を減免します。	○施設利用の促進 内容：団体が男女共同参画社会の形成に資する事業を実施する場合、ダイバーシティセンターの使用料を減免 令和7年度件数：2回	人権・文化国際課
39	男女平等の視点を育む「教育コミュニティ」の推進	男女共同参画による「教育コミュニティ」づくりを推進し、子どもたちの男女平等・男女共同参画意識を醸成します。	内容：放課後等の学習支援、部活動支援、 校内環境整備など 人数：学校支援コーディネーター（男女）34 人	地域教育課
40	地域活動や社会活動における男女共同参画の促進のための情報提供や学習機会の提供	自治会や地域コミュニティ推進協議会、自主防災組織等の地域活動における男女共同参画の先行事例の紹介や学習機会の充実を図り、男女が対等なパートナーとして共に活躍できるような環境づくりに努めます。	○全部局で実施	全部局
41	自主防災組織への女性の参画促進	自主防災組織における意思決定過程への女性の参画を促進します。	○講師依頼 内容：出前講座等において防災・災害対策における女性の参画について講演 実績：138人参加	危機管理課
42	男女の防災力アップへの支援	緊急時における固定的な性別役割分担意識の改善を図るため、平時から男女が協力した地域活動及び防災訓練等を推進します。	○自主防災訓練実施 内容：男女合同で同一の訓練を実施 実績：16回実施、2，619人参加	危機管理課

基本課題Ⅲ　就労の場の男女平等と仕事と生活の調和の実現

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
43	「男女雇用機会均等法」等の法制度の周知徹底と労働相談の充実	労働関係法令の趣旨を周知させ、雇用の分野で男女平等を確保するため、企業・事業者及び労働者への広報・啓発や、学習機会の充実を図ると同時に、「しごと相談・支援センター」で労働相談を実施し、職場のトラブル解決に向けた支援を行います。	○府が作成するチラシ・パンフレットの配架 ○しごと相談・支援センターで就労・労働相談を受付（週2回）	商工振興課
44	雇用の場での女性の活躍推進と男女が共に働き続けやすい職場環境づくりのための啓発・広報	女性の積極的登用や職域拡大、男女が働き続けやすい職場づくりに取り組む必要性やそのメリットについて啓発します。	○府が作成するチラシ・パンフレットの配架	商工振興課
45	働く男女の健康管理対策の推進	企業・事業者に対して、メンタルヘルスの確保及び女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備するよう働きかけます。	○府が作成するチラシ・パンフレットの配架	商工振興課
46	女性の起業支援	池田商工会議所や「いけだピアまるセンター」管理運営委託事業者と協力しながら、企業育成室の利用促進を図り、セミナー等を実施することで入居者を支援していきます。	○池田商工会議所において、創業間もないまたは、新事業を起こそうとする中小企業や起業家を支援	商工振興課
47	農業に従事する女性の支援	農業に従事する女性の労働実態の把握に努めるとともに、活動への支援をしていきます。	未実施	みどり農政課
48	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進	「池田市特定事業主行動計画」に沿って、職員のワーク・ライフ・バランスを推進します。	○「池田市特定事業主行動計画」の公表 内容：次世代育成支援対策推進法に基づいて令和3年3月に策定した特定事業主行動計画（5年間）の推進状況を公表する。（女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画と一体として策定）	人事課
49	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する意識啓発の推進	女性の「自分らしい生き方」を応援し女性の自己選択を支援するために、加齢等による妊娠機能の低下を懸念する場合に行う未受精卵子凍結に関する費用の一部を助成します。［再掲］	○卵子凍結費用助成事業 内容：凍結保存費用として20万円、保存継続費用として継続１年度ごとにつき2万円（5回まで）を助成している。 凍結保存費用助成件数（初回申請）：3件 保存継続費用助成件数（継続申請）：2件	子ども未来課
50	企業・事業者への働きかけ	企業・事業者や労働者に対して、働き方の見直しや仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組が推進できるよう、情報提供を図ります。	○府が作成するチラシ・パンフレットの配架	商工振興課
51	男性向けの情報提供や啓発活動の推進	男女共同参画について理解を促進するため、男性向けの情報提供や啓発活動を推進します。	○男性向け男女共同参画についてのリーフレットやパンフレットなどの掲出 内容：男性向け男女共同参画についてのリーフレットやパンフレットなどを庁内やダイバーシティセンターにて掲出する。	人権・文化国際課
52	男性向けの家事、育児、介護など生活能力を高めるための講座等の開催	父親やひとり親で就労している保護者が参加できるようなつどいの広場やイベントを企画し、育児に関する学習機会を提供します。	○親子教室（地域子育て支援拠点事業） （主催：わたぼうし） 内容：「土曜日ふれあいDay」 対象：就学前の子どもと保護者（父母） 回数：２４回 人数：父親８０人 （主催：ホップくん） 内容：「土曜あそぼうDAY」 対象：就学前の子どもと保護者（父母） 回数：6回 人数：父親１１人	子育て支援課
53	男性向けの家事、育児、介護など生活能力を高めるための講座等の開催	男性向けの家事、育児、介護等の生活能力を高めるための学習機会を提供します。	○「おかあさんといっしょ　おとうさんもいっしょ」 （主催：水月児童文化センター） 対象：1歳以上の未就園児と保護者（父母） 回数：25回 人数：延べ108人	地域教育課
53	男性向けの家事、育児、介護など生活能力を高めるための講座等の開催	男性向けの家事、育児、介護等の生活能力を高めるための学習機会を提供します。	○あなたも厨房に入ろう（男性料理教室） 内容：料理に初挑戦の男性を対象に心身共に活性化するとともに、生活能力もUPする場を提供する。 人数79人 回数：10回	中央公民館
53	男性向けの家事、育児、介護など生活能力を高めるための講座等の開催	男性向けの家事、育児、介護等の生活能力を高めるための学習機会を提供します。	○男性向けの講座を開催 内容：裁縫・料理など家事を学ぶ講座 回数：5回 内容：「パパカフェ」「パパスクール」と題して、育児中の父親が学んだり、気軽に意見交換できる場を提供し、ネットワークづくりを支援。 回数：8回	人権・文化国際課
54	男性のネットワーク支援	石橋図書館と連携し、ジェンダー平等やダイバーシティ推進のための図書の充実を図り、市民が本を通して学ぶ機会を提供します。［再掲］	○ダイバーシティセンター内図書の充実 内容：男女共同参画に関する図書の設置 （石橋図書館との連携）	人権・文化国際課
55	男性のネットワーク支援	参加しやすい場づくりを行うことで、多数の父親が学び、交流が図れるよう支援します。	○父親支援事業の実施 内容：「パパカフェ」「パパスクール」と題して、育児中の父親が学んだり、気軽に意見交換できる場を提供し、ネットワークづくりを支援。 回数：8回	人権・文化国際課
56	男性のネットワーク支援	市民活動交流センターを中心に、男性の社会活動への参画を促すための啓発・情報提供を通じた支援を行います。	○市民活動交流センターの運営・管理 内容：公益活動をはじめとする市民の多様な活動を促進するため、活動に係る情報提供や相談・助言、活動の場の提供など、各種支援を行う。 ○NPO人材養成講座の実施 回数：6回 人数：延べ25人	コミュニティ推進課

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
57	男性のネットワーク支援	父親だけでなく、ひとり親で就労している保護者も参加できるようなつどいの広場やイベントを企画し、育児不安の解消や仲間づくりの場を提供することで、ネットワークづくりを支援します。	○親子教室（地域子育て支援拠点事業） （主催：わたぼうし） 内容：「土曜日ふれあいDay」 対象：就学前の子どもと保護者（父母） 回数：24回 人数：父親80人 （主催：ホップくん） 内容：「土曜あそぼうDAY」 対象：就学前の子どもと保護者（父母） 回数：6回 人数：父親11人	子育て支援課
58	男性のネットワーク支援	若者、子育て中の父親、定年年齢前後の男性、介護を担う男性等のネットワークづくりを支援します。	○「おかあさんといっしょ　おとうさんもいっしょ」 （主催：水月児童文化センター） 対象：1歳以上の未就園児と保護者（父母） 回数：25回 人数：延べ108人	地域教育課
59	育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	企業・事業者に対して、両立を支える各種制度が利用しやすい職場環境の整備や育児・介護休業後の職場復帰支援を推進するため情報提供を図ります。	○府が作成するチラシ・パンフレットの配架	商工振興課
60	育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	幼児期の教育・保育事業をはじめ、留守家庭児童会等、各種施設・サービスの充実と利用促進を図ります。	○産休明け保育の実施(産後57日目からの受入れ) 内容：公立保育所1所、公立認定こども園2園、私立保育所7所、私立認定こども園6園及び小規模保育事業所2園で実施 ○一時預かりの実施 内容：公立保育所1所、公立認定こども園2園、私立保育所3所、私立認定こども園4園、認可外保育施設等1所 ○休日保育の実施 場所：ステーションNビル2階「カルガモ」 内容：私立1園で実施（日曜日・祝祭日）。日曜、祝祭日等の休日に家庭での保育が困難となった児童に対して保育を行う。 対象：市内認可保育所等在籍の乳幼児 ○病児・病後児保育の実施 場所：市立池田病院内　病児・病後児保育室 対象病気治療中、または病気回復期にある市内在住の生後57日から小学6年生までの児童で、保護者の事情により保育が困難な児童 利用料：住民税課税世帯及び生活保護世帯・市民税非課税世帯の利用料を設定 ○送迎保育ステーション事業 場所：ステーションNビル2階「カルガモ」、ライオンズマンション内「もりもりKIDS」 内容：送迎保育ステーションを設け、一部入所児童の送迎拠点とし、保護者の利便性を図るとともに、待機児童の防止を図る。 ○延長保育事業 場所：公立保育所1所、公立認定こども園4園、私立保育所11園、私立認定こども園9園、地域型保育事業所5所 内容：保育を実施し、多様な勤務時間の保護者に対応し、長時間保育を保障する。 ○待機児童解消保育事業 場所：【ふくまるキッズ園】阪急電車高架下（石橋駅最寄）、【待機児童解消保育ルームぴよぴよ】脇塚会館 内容：認可保育所等に入所できなかった児童を受け入れる事で、保護者の就労を支援する。育休明けの申込が最も多い1、2歳児を受け入れ、待機児童の防止を図る。	幼児保育課
60	育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備	幼児期の教育・保育事業をはじめ、留守家庭児童会等、各種施設・サービスの充実と利用促進を図ります。	○留守家庭児童会 場所：市立小学校・義務教育学校内　留守家庭児童会室 内容：保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を提供することで、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、その健全な育成を図る。 対象：池田市内在住で小学校及び義務教育学校の前期課程に在籍する1年生から4年生まで（支援学級在籍児童あるいは療育手帳・身体障がい者手帳の交付を受けている児童は6年生まで） 開設日数：288日 登録児童数：1,176人（R7.5.1時点）	地域教育課

基本課題Ⅳ　人権尊重と、誰もが安全に安心して暮らせる社会の実現

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
61	あらゆる暴力を許さない社会の醸成	多様な広報媒体を通じてあらゆる暴力の防止啓発を推進し、さまざまな機会を活用した学習機会を提供します。	○「女性に対する暴力をなくす運動」の広報周知 期間：11月1日～11月30日（ダイバーシティセンター）、11月17日～11月21日(市役所1階) 方法：ポスター・チラシの掲出、広報誌掲載 ○DV防止啓発パンフレットの掲出 内容：庁内及びダイバーシティセンターにてDV防止啓発パンフレットを掲出 ○DV緊急避難・一時保護カードの掲出 内容：DVの緊急一時保護・避難支援制度や女性相談窓口を紹介 ○ポスターの掲示 内容：人身取引根絶のポスターを掲示し、啓発を図る	人権・文化国際課
62	あらゆる暴力を許さない社会の醸成	人権が尊重される良好な職場環境を確保するため、すべての市職員が、ハラスメントを行わない、許さないという共通認識を持ち、ハラスメント防止に努めます。	○「池田市職員ハラスメント防止指針」の策定 内容：平成28年12月に「池田市職員ハラスメント防止指針」を策定し、令和2年6月に改定。本指針を職員に周知し、ハラスメントに関する相談窓口を設置	人事課
63	さまざまな相談事業の充実	ダイバーシティセンターにおいて、女性に関するさまざまな相談を受け付ける「女性相談窓口」を設置します。	○女性のための相談の実施 内容：ダイバーシティにおいて女性にまつわるあらゆる悩みの相談に応じる 方法：専門相談、一般電話相談 件数：延べ239件	人権・文化国際課
64	さまざまな相談事業の充実	DV相談にあたり、電話や面談による被害者相談の充実を図ります。また、他の相談からの引継ぎが円滑に行われるよう関係機関との連携を図ります。	○採用2年目職員に対するDV対応研修を担当者から実施（人事課主催） ○DVを理解するための研修の実施 内容：DV被害者支援マニュアルにDVの基礎知識を掲載する。DV対応情報ネットワーク会議において、DVに関する研修会を開催	人権・文化国際課
65	さまざまな相談事業の充実	関係機関と連携を図り、子どもが安全に安心して生活ができるよう、子どもと家庭に関する相談援助（児童家庭相談）を実施します。	○児童家庭相談の実施 内容：妊産婦及び18歳未満の子どもと家庭に関する相談対応及び虐待への対応 方法：電話・面談・訪問 件数：532ケース	子ども未来課
66	DVを理解するための教育・啓発活動の推進	内閣府が定めた「女性に対する暴力をなくす運動」期間に併せて暴力防止キャンペーンを実施するなど、DVについて正しい認識や理解が深まるよう広報・啓発活動を推進します。	○DV防止啓発パンフレットの掲出 内容：庁内及びダイバーシティセンターにてDV防止啓発パンフレットを掲出 ○DV緊急避難・一時保護カードの掲出 内容：DVの緊急一時保護・避難支援制度や女性相談窓口を紹介	人権・文化国際課
67	DV発見・通報を促進するための広報	病院関係者等と連携し、DV防止法に定められた発見通報に関する規定の周知に努めます。	○医療関係者への周知 内容：DV被害者支援マニュアルなどで、DV発見時の対応について周知を図る。	人権・文化国際課
68	若い世代に対する教育・啓発の実施	若年層とその保護者、教育関係者を対象にデートDVに関する啓発や学習機会の提供の充実を図ります。	○DV防止啓発パンフレットの掲出 内容：庁内及びダイバーシティセンターにてDV防止啓発パンフレットを掲出	人権・文化国際課
68	若い世代に対する教育・啓発の実施	若年層とその保護者、教育関係者を対象にデートDVに関する啓発や学習機会の提供の充実を図ります。	○研修会の周知	教育センター
69	子どもの人権教育の推進	子どもの権利侵害について子ども自身が学ぶとともに、自分も相手も大切にする気持ちを育む人権教育の推進と教職員に向けた研修会等の周知を行います。	○デートDVについての学習 内容：中・義務教育学校の総合的な学習の時間を活用し、デートDVについて学習した。	学校教育推進課
70	DVを理解するための研修の実施	「大阪府配偶者等からの暴力（DV）相談マニュアル」を参考に「DV被害者支援マニュアル」を都度更新し、担当者の理解不足による二次的被害を防ぐため、DVの定義や背景、支援制度等の基礎的な研修を通じて、幅広い研修の実施に努めます。	○採用2年目職員に対するDV対応研修を担当者から実施（人事課主催） ○DVを理解するための研修の実施 内容：DV被害者支援マニュアルにDVの基礎知識を掲載する。DV対応情報ネットワーク会議において、DVに関する研修会を開催	人権・文化国際課
71	個人情報の管理と秘密の保持の徹底	「大阪府配偶者等からの暴力（DV）相談マニュアル」に沿って、被害者の個人情報の管理に努めるとともに、秘密の保持を徹底するため、職務関係者の研修を行います。	○個人情報の管理と秘密保持の徹底 内容：DV被害者支援マニュアルにDV相談における留意事項、職務従事者としての基本的な心構え等を掲載するとともに、DV対応情報ネットワーク会議において、意見交換等を行う。	人権・文化国際課
72	加害者更正プログラムの研究	加害者が更正するための有効な施策について、情報収集を行います。	○加害者更生プログラムの研究 内容：国内外における研究について、情報収集を行う。	人権・文化国際課
73	関係機関と連携した加害者相談の活用	DVの認識がありながら暴力をやめられない加害者に対し、相談窓口の情報提供を行えるよう、情報収集を行います。	○男性相談の活用 内容：加害者男性を対象として、相談や教育・啓発活動を行っている団体や機関について情報収集を行う。	人権・文化国際課
74	加害者への教育・啓発の推進	DVは人権侵害であり犯罪であるという認識を周知徹底するため、防止啓発に努めます。	○DV防止啓発パンフレットの掲出 内容：庁内及びダイバーシティセンターにてDV防止啓発パンフレットを掲出	人権・文化国際課
75	被害者のための相談体制の充実	ダイバーシティセンターにおいて、女性に関するさまざまな相談を受け付ける「女性相談窓口」を設置します。［再掲］	○女性のための相談の実施 内容：ダイバーシティにおいて女性にまつわる あらゆる悩みの相談に応じる。 方法：専門相談、一般電話相談 件数：延べ239件	人権・文化国際課
76	被害者のための相談体制の充実	緊急のDV相談にあたり、電話や面談による被害者相談の充実を図ります。また、他の相談からの引継ぎが円滑に行われるよう関係機関との連携を図ります。［再掲］	○相談窓口の周知 内容：相談窓口を記載した名刺サイズのDV カードを関係各課の窓口や公共施設に 設置する。	人権・文化国際課

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
77	被害者のための相談体制の充実	被害者に対して二次的被害を与えることのないよう、相談窓口や手続きの担当者への研修を充実します。	○採用2年目職員に対するDV対応研修を担当者から実施（人事課主催） ○DVを理解するための研修の実施 内容：DV被害者支援マニュアルにDVの基礎知識を掲載する。DV対応情報ネットワーク会議において、DVに関する研修会を開催	人権・文化国際課
78	身体の安全や保護命令に関する情報の提供	緊急的な被害者に対し、警察や配偶者暴力相談支援センター等関係機関との連絡調整を行い、緊急一時保護及び緊急避難支援制度、DV防止法に基づく保護命令等の情報の提供に努めます。	○被害者への情報提供 内容：緊急一時保護・避難支援制度を記載したDVカードや、大阪府発行のリーフレットを被害者に渡している。	人権・文化国際課
79	緊急時の一時保護及び避難支援の充実	危険な状態にある被害者やその子ども等に対して、一時保護施設等への入所を支援し、安全を確保します。また、施設や親戚・知人宅へ避難する場合の交通費等を支給します。	○緊急一時保護・避難支援制度 内容：所持金を持たない緊急性のあるDV被害者等に対し、宿泊施設の提供及び避難先への交通費等を扶助する。 緊急一時保護･･･0件 緊急避難支援･･･0件 同行支援…1件 ○DV等相談 件数：128件	人権・文化国際課
80	緊急時の一時保護及び避難支援の充実	DV被害者に対し、事情に応じた情報提供や関係機関の紹介を行います。	○被害者への情報提供 内容：緊急一時保護・避難支援制度を記載したDVカードや、大阪府発行のリーフレットを被害者に渡している。	人権・文化国際課
81	民間施設も含めた広域的な受け入れ体制の整備	避難している被害者への円滑な支援のため、都道府県、他市町村の関係機関との広域連携による支援体制の推進に努めます。	○関係機関との連携 内容：他市町村から避難してきた被害者に、スムーズに支援が行えるよう連携を図っている。	人権・文化国際課
82	DV情報の共有	被害者が相談やさまざまな手続き等を行う際に、関係機関との緊密な連絡調整と円滑な処理を行うことができるよう、情報の共有に努めます。	○関係各課への情報提供 内容：相談内容を聞いたうえで、被害者に必要な情報を提供し、担当課へ同行	人権・文化国際課
83	状況に応じた対応	加害者の執拗な追跡のため、住民票を異動できない場合等、被害者支援の観点から、各種行政サービス手続きの適切な対応に努めます。	○関係各課への情報提供 内容：相談内容を聞いたうえで、被害者に必要な情報を提供し、担当課へ同行	人権・文化国際課
84	関係機関やネットワーク組織の連携強化	DV対応情報ネットワーク会議を通じ、関係機関と連携を図り、情報の共有、被害者の迅速・適切な保護、支援等に努めます。	○DV対応情報ネットワーク会議を1回開催	人権・文化国際課
85	自立に必要な情報の提供	被害者やその子どもが自立する際に必要な住宅や行政手続き等に関する情報の提供、助言を行います。	○関係各課への情報提供 内容：相談内容を聞いたうえで、被害者に必要な情報を提供し、担当課へ同行	人権・文化国際課
86	自立に必要な情報の提供	特別な事情により居宅生活が困難な女性とその子どもを入所させて保護するとともに、施設と連携して自立促進のための生活支援を行います。	○母子生活支援施設への入所 内容：事情のある女子とその監護すべき児童を入所させ、自立に向けた生活支援を行う。（DV含む） 件数：1件	子育て支援課
87	自立に必要な情報の提供	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等、母子の緊急保護が必要な場合に児童福祉施設等の利用施設の確保と適切な支援の実施に努めます。	○子育て短期支援事業 内容：家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や子育ての負担軽減が必要な場合、経済的理由等により親子の緊急保護が必要な場合に児童福祉施設などにおいて一定期間養育、保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 利用世帯数：3世帯 延利用日数：85日	子ども未来課
88	自立に必要な情報の提供	市営住宅への入居申込の際、同居親族要件の適用を除外して、単独での入居を可能とします。	内容：入居申込の際、同居親族要件の適用を除外して、単独での入居が可能 実績：なし	都市政策課
89	自立に向けた支援の充実	DV及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置を実施します。	○ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置の実施 件数：203件（令和7年度中に新規、更新で支援措置をしたもので、他市からの転送分も含む）	総合窓口課
90	自立に向けた支援の充実	住民基本台帳における支援措置の意見付与や一時保護施設等への同行支援、被害者やその子どもが自立する際に必要な住宅の確保や行政手続き等に関する情報の提供・助言、その他関係機関との連絡調整に努めます。	○緊急一時保護・避難支援制度 内容：所持金を持たない緊急性のあるDV被害者等に対し、宿泊施設の提供及び避難先への交通費等を扶助する。 緊急一時保護･･･0件 緊急避難支援･･･0件 同行支援…1件 ○DV等相談 件数：128件	人権・文化国際課
91	自立に向けた支援の充実	特別な事情により居宅生活が困難な女性とその子どもを入所させて保護するとともに、施設と連携して自立促進のための生活支援を行います。［再掲］	○母子生活支援施設への入所 内容：事情のある女子とその監護すべき児童を入所させ、自立に向けた生活支援を行う。（DV含む） 件数：1件	子育て支援課
92	自立に向けた支援の充実	市営住宅への入居申込の際、同居親族要件の適用を除外して、単独での入居を可能とします。［再掲］	内容：入居申込の際、同居親族要件の適用を除外して、単独での入居が可能 実績：なし	都市政策課
93	自立に向けた支援の充実	要件を満たすDV被害者へ生活保護の適用を実施します。	○要件をみたすDV被害者への生活保護の適用 内容：住民登録のない要生活保護状態にあるDV被害者を保護 件数：0世帯	生活福祉課

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
94	自立に向けた支援の充実	DV等により住民登録のない市内在住者に、市民と同等の障がい福祉サービスを提供します。	○障がい福祉サービスの提供 内容：DV等により住民登録のない市内在住者に、市民と同等の障がい福祉サービスを提供する。 実績：なし	障がい福祉課
95	自立に向けた支援の充実	DV等により住民登録のない市内在住者の介護認定及び介護給付の受給については、住民登録している市町村と協議し調整します。	○介護認定、介護給付の受給 内容：DVなどにより住民登録のない市内在住者の介護認定及び介護給付の受給については、住民登録している市町村と協議し調整する。 件数：0件	介護保険課
96	自立に向けた支援の充実	DV被害者の子の保育所等への入所について、就労状況等にかかわらず最優先で入所案内を行います。また、入所後は、離婚が成立していなくても、ひとり親家庭に準ずる取扱いとして保育料等の算定を行います。	○DV被害者の子の保育所等入所 内容:離婚が成立していなくても、ひとり親家庭に準ずる取扱い。送迎は申請された保護者以外の者には対応していない。入所選考においては就労状況等に関わらず最優先で入所案内を行っている。 件数：0件	幼児保育課
97	自立に向けた支援の充実	DV等により住民登録のない市内在住者の国民健康保険の加入やDVによる傷病の場合の保険診療による受診、医療費通知等の被害者に関する情報の保護への対応に取り組みます。	○DV被害者の国民健康保険にかかる措置 内容：住民登録のないDV被害者の加入やDVによる傷病の場合の保険診療による受診、医療費通知等の被害者にかかる情報の保護	国保・年金課
98	自立に向けた支援の充実	DV等により住民登録のない市内在住者の子ども医療費助成制度・ひとり親家庭医療費助成制度について、各医療保険に加入した場合に限り認めます。	○DV被害者の子の子ども医療・ひとり親家庭医療への加入 内容：住民登録のないDV被害者の子について、各医療保険に加入した場合に限り認めている。 件数：10件	保険医療課
99	自立に向けた支援の充実	DV等により住民登録のない児童生徒でも、円滑に就学できるよう支援を行います。	○DVによる避難転入児童生徒に対する就学の支援 件数：4件	学務課
100	DV情報の共有	被害者が相談やさまざまな手続き等を行う際に、関係機関との緊密な連絡調整と円滑な処理を行うことができるよう、情報の共有に努めます。[再掲]	○DV情報の共有 内容：各関係機関による支援の必要性を踏まえながら、必要な情報については当該機関と情報共有し、連携を図っている。	人権・文化国際課
101	状況に応じた対応	加害者の執拗な追跡のため、住民票を異動できない場合等、被害者支援の観点から、各種行政サービス手続きの適切な対応に努めます。[再掲]	○ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者保護の支援措置の実施 件数：203件（令和7年度中に新規、更新で支援措置をしたもので、他市からの転送分も含む）	総合窓口課
101	状況に応じた対応	加害者の執拗な追跡のため、住民票を異動できない場合等、被害者支援の観点から、各種行政サービス手続きの適切な対応に努めます。[再掲]	○関係各課への情報提供 内容：相談内容を聞いたうえで、被害者に必要な情報を提供し、担当課へ同行	人権・文化国際課
102	関係機関やネットワーク組織の連携強化	DV対応情報ネットワーク会議を通じ、関係機関と連携を図り、情報の共有、被害者の迅速・適切な保護、支援等に努めます。[再掲]	○DV対応情報ネットワーク会議の開催 内容：庁内外のDV関係課・機関と情報の交換や対応を検討し、DVの防止及び被害者の保護を図る。	人権・文化国際課
103	高齢男女の社会参画促進のための支援	「しごと相談・支援センター」で就労相談を実施し、就労困難者の支援を行います。[再掲]	○しごと相談・支援センターで就労・労働相談を受付（週2回）	商工振興課
104	高齢男女の社会参画促進のための支援	高齢者に就業機会を提供（斡旋）する公益社団法人池田市シルバー人材センターの円滑な運営を促進するため、補助金を交付します。	○シルバー人材センターへの助成 人数：会員636人 件数：受注2,335件	高齢・福祉総務課
105	高齢男女の社会参画促進のための支援	地域住民の窓口として、さまざまな行事の際に広報活動を引き続き行うとともに、民生委員児童委員協議会等の関係機関と連携し、適切な支援を展開します。	○民生委員児童委員協議会の活動 内容：地域の繋ぎ役として、住民の有する生活上の様々な相談を受け、制度及びサービスに関する情報を提供し、必要と判断すれば市役所、社会福祉協議会、その他の関係機関と連携しサポートを図る。 会員：173名（令和7年度末）	高齢・福祉総務課
106	高齢男女の生活自立支援	高齢者が属する世帯において、買物代行等の日常生活活動について援助サービスを提供します。	○高齢者日常生活援助事業 内容：高齢者の日常生活の利便性向上のため、買物、清掃といった軽微なサービスを提供する。 人数：延べ67件	高齢・福祉総務課
107	高齢男女の生活自立支援	在宅介護の高齢者に対し、紙おむつの支給を行います。	○ねたきり老人に対する紙おむつの支給 人数：延べ114人	高齢・福祉総務課
108	高齢男女の生活自立支援	本人のADL（日常生活動作）等の状況を踏まえて、市外施設と連携し本人の状況に適した施設への入所を進めます。	○養護老人ホームへの入所措置 人数：延べ7人	高齢・福祉総務課
109	高齢男女の生活自立支援	高齢者の総合的な相談窓口である地域包括支援センターの周知を行い、高齢者支援の充実を図ります。	○在宅介護支援事業 内容：地域包括支援センターを中心に高齢者を支援	地域支援課
110	高齢男女の生活自立支援	ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯の方が、病気や事故等の緊急時もしくは健康に関する相談をしたいときに、緊急通報装置の貸出を実施します。さらに今後は広報誌やホームページに加え、出前講座等の効果的な周知活動も検討します。	○緊急通報装置の貸出事業 内容：緊急時の連絡手段の確保 件数：383件	高齢・福祉総務課
111	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	介護保険居宅・地域密着型サービスについて、今後も継続して高齢者が自立した生活を送ることができるように給付を行います。	○介護保険居宅・地域密着型サービスの給付 （4月～3月審査） 内容：訪問・通所の介護、リハビリテーション、福祉用具の購入、住宅改修補助、グループホーム、小規模多機能型居宅介護等 件数：居宅 3,863人/月　地域密着型 840人/月	介護保険課
112	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	介護保険施設サービスについて、今後も継続して高齢者が自立した生活を送ることができるように冊子等で周知に努めます。	○介護保険施設サービス 内容：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 人数：566人/月	介護保険課

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
113	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	「障害者差別解消法」に基づき、女性であることで複合的な差別があることへの敏感な視点を持ってさまざまな支援を充実します。	○機能訓練の実施 内容：専門職員による訓練指導、助言 人数：延べ325人 ○聴覚障がい者等支援事業（要約筆記通訳含む） 内容：身体障害者手帳をもつ聴覚障がい者が、社会生活を営む上で意思疎通が困難な場合に派遣する。 件数：延べ131件 ○重度障がい者住宅改造助成事業 内容：住み慣れた地域で自立生活を促進するため、住宅改造費の一部を助成する。 件数：2件 ○障がい者デイサービス給付費 内容：在宅障がい者の日常生活の介護補助 人数：0人（延べ0人） ○共同生活援助給付事業 内容：夜間や休日、共同生活を行う住居で入浴、排泄、食事の介護等を行う。 人数：164人（延べ1,970人） ○居宅介護支援給付事業 内容：身体・知的・精神障がい（児）・難病世帯へホームヘルパーを派遣することにより、生活の安定を図る。 時間：延べ69,095時間 ○障がい者地域支援センター運営事業 内容：障がい者（児）の相談事業 基幹相談支援センター　福祉相談「くすのき」…延べ7,890件 地域活動支援センター　咲笑（さくら）…延べ4,708件 地域生活支援センター　あおぞら…延べ7,890件 ひだまり…延べ1,465件 地域生活拠点整備　　福祉相談「くすのき」	障がい福祉課
114	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	くすのき学園の施設内入浴設備を利用した入浴サービスの充実を図ります。（送迎の実施等）	○障がい者入浴サービス事業 内容： 家族の介護だけでは入浴が困難な在宅重度障がい者に対し、移動入浴車での訪問入浴を実施 池田市立くすのき学園の入浴設備を利用し施設内での入浴を実施 人数：2人（延べ96人）	障がい福祉課
115	男女平等の視点に立った障がい者の相談などの充実	池田市に住む発達の遅れがある子どもたちに適切な療育が行えるよう保育士、言語聴覚士、作業療法士、理学療法士、看護師、心理相談員といった各専門職を配置します。また、個々の子どもが切れ目なく必要な支援を受けられるような体制づくりを行います。	○障がい児の療育の実施 場所：池田市立児童発達支援センターやまばと学園 実績：児童発達支援、保育所等訪問支援 ・通園（保育）…延3,908人 ・キッズクラブ、きらきらクラブ（療育支援）…延179人 ・保育所等訪問支援事業（訪問支援）…延18人 ・OT、ST、整形診察、発達検査・相談、親子教室、キッズクラブ・きらきらクラブ保護者勉強会…延1,301人	やまばと学園
116	障がい者の就労支援の充実	障がい者の就労支援を推進するとともに、差別のない就労の場づくりのための支援を充実します。 ・施設介護支援給付事業 ・施設訓練給付事業	○施設介護支援給付事業 ○施設訓練給付事業 内容：障がい者に対する生活・職業訓練の実施 件数：くすのき学園・・・48人（R8.3.31現在） Kupu Lea（旧東山作業所）・・・46人 ソシオワーク・・・18人 こすもす・・・14人 ワークスペースさつき・・・18人	障がい福祉課
117	障がい者の就労支援の充実	「しごと相談・支援センター」で就労相談を実施し、就労困難者の支援を行います。［再掲］	○しごと相談・支援センターで就労・労働相談を受付（週2回）	商工振興課
118	当事者や家族の会の支援	民生委員や地域包括支援センター等と連携し、さまざまなケースと向き合い、75 歳以上の安否確認名簿に基づき安否確認を実施します。	○高齢者見守り事業 内容：75才以上の安否確認名簿を市が作成し、民生委員が安否の確認を行い、高齢者が安心して暮らせるような見守りネットワークの充実を図る。	高齢・福祉総務課
119	当事者や家族の会の支援	高齢者に就業機会を提供（斡旋）する公益社団法人池田市シルバー人材センターの円滑な運営を促進するため、補助金を交付します。［再掲］	○シルバー人材センターへの助成 人数：会員636人 件数：受注2,335件	高齢・福祉総務課
120	当事者や家族の会の支援	高齢者や障がい者のグループや家族の会の支援をします。	○障がい者社会参加促進事業 内容：障がい者のニーズに応じた事業を実施し、障がい者の自立と社会参加の促進を図る。また、啓発事業を実施することにより障がい者に対する理解を深める。 事業数：12事業	障がい福祉課
121	多様な家族形態への理解の促進	ひとり親家庭やステップファミリー、同性家族等さまざまな形態の家族が安心して暮らせる社会の気運を醸成するため、啓発や学習機会の提供をします。	○男女共同参画社会をめざす講座の開催 内容：父親支援事業（8回）、性を学ぶ啓発冊子の作成と中学3年生へのへの出前講座(5回)、こころのケア講座(9回)、就労支援セミナー（4回）、父子のものづくりワークショップ（1回）、家事教室（対象：男性、5回）、女性の人材育成事業（5回）、LGBTQ講演会、防災講座、世界の暮らしから見えてくる男女のパートナーシップのかたち(2回)、男性対象フェムケアセミナー 場所：ダイバーシティセンター	人権・文化国際課
122	ひとり親家庭への支援についての情報の提供	母子・父子自立支援員を中心に、関係機関と連携しながら、離婚前後の相談者の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談、助言等の支援を行います。	○ひとり親家庭相談事業の実施 内容：ひとり親家庭相談、指導、離婚前相談、ひとり親家庭を対象にした自立に関する相談・支援 件数：312件 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業（大阪府へ進達） 件数：8件	子育て支援課
123	ひとり親家庭への支援についての情報の提供	ひとり親家庭等に必要な支援等が届くよう、会報「大阪ぼしれん」の配架・配布や、市広報誌を通じたひとり親家庭の親等のための就業支援講習会受講生募集の周知啓発等を継続的に実施します。	○母子寡婦福祉会事務局を設置し、母子寡婦関係の情報を提供	高齢・福祉総務課

	施策名	施策の内容	令和7年度実績	担当部局
124	ひとり親家庭への支援についての情報の提供	「しごと相談・支援センター」で就労相談を実施し、就労困難者の支援を行います。［再掲］	○しごと相談・支援センターで就労・労働相談を受付（週2回）	商工振興課
125	ひとり親家庭への相談機能の充実と相談担当者等への研修の充実	男女共同参画の視点でアドバイスができるよう、母子・父子自立支援員やケースワーカー、民生委員・児童委員等の相談担当者への研修機会の充実をめざします。	母子・父子自立支援員については、中長期的な継続支援を行う人材の育成や資質の向上のため、研修機会を提供した。	子育て支援課
125	ひとり親家庭への相談機能の充実と相談担当者等への研修の充実	男女共同参画の視点でアドバイスができるよう、母子・父子自立支援員やケースワーカー、民生委員・児童委員等の相談担当者への研修機会の充実をめざします。	○民生委員・児童委員を対象に、新任・中堅研修を大阪府民生委員児童委員協議会において実施	高齢・福祉総務課
125	ひとり親家庭への相談機能の充実と相談担当者等への研修の充実	男女共同参画の視点でアドバイスができるよう、母子・父子自立支援員やケースワーカー、民生委員・児童委員等の相談担当者への研修機会の充実をめざします。	市内各種支援機関の支援員を対象に、生活困窮者支援に関する研修会を開催 件数：1回（8月）	生活福祉課
126	相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実	地域在住の外国人を支援するグループに対し、活動の場（ダイバーシティセンター）を提供します。	○ボランティアグループへの支援 内容：「池田日本語ボランティア友の会」など地域在住の外国人を支援するグループに対し、活動の場（ダイバーシティセンター）を提供	人権・文化国際課
127	相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実	日本語を通した交流により、外国人が孤立することなく、また、自立して生活が送れるよう支援を行います。	○保育付き「にほんごカフェ」の実施 内容：外国人が子連れで学べる日本語教室を開催。	人権・文化国際課
128	相互理解のための交流の場や学習機会の提供の充実	語学・料理講座やおまつりイベントにおいて、外国人が主体となった事業を実施することで、多文化共生社会の推進を図ります。	○外国人と地域市民が交流できるイベントの実施 内容：外国人住民が主体となり、日本人との交流が図れるイベントを開催。	人権・文化国際課
129	多言語による情報提供の充実	来日間もない、日本語が話せない外国人やその子どもが、早期に地域への定着が図れるよう行政手続き等の支援を実施します。	○行政窓口文書等の翻訳	人権・文化国際課
130	多言語による情報提供の充実	「広報いけだ」の記事を抜粋し、多言語に翻訳した「くらしの情報」を2 か月に1 回発行することで、来日間もない、日本語が話せない外国人へ市政情報を提供します。	○多言語情報誌「池田くらしの情報」発行（隔月）	人権・文化国際課
131	多言語による相談窓口の整備	多言語相談窓口の設置と多言語スタッフの派遣により、来日間もない、日本語が話せない外国人やその子どもが、早期に地域への定着が図れるよう、言語面での支援を実施します。	○多言語スタッフの派遣	人権・文化国際課
132	相談窓口の提供	さまざまな困難な状況に置かれている人が相談できる環境を提供します。	○女性のための相談の実施 内容：ダイバーシティにおいて女性にまつわるあらゆる悩みの相談に応じる。 方法：専門相談、一般電話相談 件数：延べ239件 ○DV等相談 内容：DVを含む困難な問題を抱える女性の相談に応じ、支援を行う。 件数：128件	人権・文化国際課
133	相談窓口の提供	妊婦及び18 歳未満の子どもと家庭に対する相談対応、必要な養育の支援を行います。	○18歳までのこどもなんでも相談窓口 内容：18歳までの子どもと保護者からの子どもと家庭に関することの悩みや困りごとなどの相談に対応 件数：27件	子ども未来課
134	相談窓口の提供	「しごと相談・支援センター」で就労相談を実施し、就労困難者の支援を行います。［再掲］	○しごと相談・支援センターで就労・労働相談を受付（週2回）	商工振興課
135	相談窓口の提供	生活困窮者等が相談できる環境を提供します。	福祉相談窓口を生活福祉課に設置し、生活保護だけでなく、生活保護に至る前の段階の生活困窮者の相談窓口を設置 令和7年度新設事業：ひきこもり支援窓口	生活福祉課
136	自立支援の充実	生活困窮者等の自立を促進するための支援を行います。	○生活困窮者からの各種相談に対する支援の提供 様々な理由により生活に困窮されている方や世帯に対する相談支援 件数：177件	生活福祉課
137	自立支援の充実	家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等、母子の緊急保護が必要な場合に児童福祉施設等の利用施設の確保と適切な支援の実施に努めます。［再掲］	○子育て短期支援事業 内容：家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や子育ての負担軽減が必要な場合、経済的理由等により親子の緊急保護が必要な場合に児童福祉施設などにおいて一定期間養育、保護することにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図る。 利用世帯数：3世帯 延利用日数：85日	子ども未来課
138	関係機関との連携強化	支援調整会議を通じ、関係機関との連携を図り、困難な問題を抱える人の支援を行います。	○支援調整会議設置要綱に定める関係機関において担当者会議を1回実施。	人権・文化国際課

参考資料

委員会・審議会等への女性の参画状況

令和８年４月１日現在

	委員会等の名称	定数（人）	委員数（人） 委員	うち女性		女性の割合（%）	女性の割合前年度（%）	担当課	根拠法令等	任期（年）	就任年月日	制定年月日
行政委員会	選挙管理委員会	4	4	0		0.0	0.0	選挙管理委員会事務局	地方自治法第 １８１ 条、第１８２条	4	R6.12.26	S22.4.17
	監査委員	3	3	0		0.0	0.0	監査事務局	地方自治法第195条、第196条、池田市監査委員に関する条例	4	R5.6.1 R6.6.1 R7.6.1	S22.4.1
	公平委員会	3	3	1		33.3	33.3	公平委員会	地方自治法第１８０条の５、地方公務員法第７条	4	R4.8.8 R5.8.8 R7.8.8	S26.8.8
	農業委員会	17	16	1		6.3	6.3	農業委員会事務局（みどり農政課）	地方自治法第１８０条の５、農業委員会等に関する法律	3	R5.7.20	S26.3.31
	固定資産評価審査委員会	3	3	0		0.0	0.0	固定資産評価審査委員会（収納債権管理課）	地方自治法第180条の5、地方税法第423条、池田市市税条例第90条	3	R7.7.1 R6.11.1 R5.11.1	S26.10.1
	教育委員会	4	4	1		25.0	25.0	教育総務課	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	4	R6.12.24	S27.11.1
	小　　計　　６（３）	**—**	**33**	**3**		**9.1**	**9.1**					
	池田市表彰審査委員会	6	6	1		16.7	16.7	秘書広報課	池田市表彰条例、池田市表彰条例施行規則	2	R8.4.1	S37.10.20
	池田市情報公開・個人情報保護審査会	5	5	1		20.0	20.0	総務課	池田市情報公開・個人情報保護審査会条例	2	R8.4.1	H16.3.31
	池田市市民安全委員会	20	16	2		12.5	12.5	危機管理課	池田市世界に誇れる安全で安心なまちづくり条例 池田市市民安全委員会規則	3	R6.4.1	H21.4.1
	池田市防災会議	45	40	3	↑	7.5	7.3	危機管理課	災害対策基本法第１６条、池田市防災条例	2	R6.6.1	S40.6.1
	池田市国民保護協議会	40	31	3		9.7	9.7	危機管理課	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第３９条・池田市国民保護協議会条例	2	R6.6.1	H18.3.30
	池田市行財政改革推進委員会	8	7	2		28.6	28.6	政策企画課	池田市附属機関条例、池田市行財政改革推進委員会規則	2	R7.10.1	H25.4.1
	池田市地域分権検討会議	7人以内	5	1		20.0	20.0	地域未来課	池田市地域分権の推進に関する条例 池田市地域分権の推進に関する条例施行規則	2	R6.7.17	H19.6.19
	池田市行政不服審査会	5	5	1		20.0	20.0	法制課	行政不服審査法第８１条第１項、池田市行政不服審査会条例第１条	3	R5.5.1	H28.4.1
	池田市財産区運営審議会	15	15	2		13.3	13.3	総務課	池田市財産区運営審議会条例	2	R6.7.1 R7.5.13 R7.7.20	S38.11.20
	池田市非常勤職員公務災害補償等認定委員会	5	5	1	↑	20.0	0.0	人事課	池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	3	R7.4.1	S43.4.1
	池田市非常勤職員公務災害補償等審査会	3	3	1		33.3	33.3	人事課	池田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例	3	R7.4.1	S43.4.1
	池田市職員懲戒審査委員会	5	5	0		0.0	0.0	人事課	地方自治法施行規程第４０条、池田市職員懲戒審査委員会規則	2	R7.7.1	S39.4.1
	池田市職員分限懲戒等調査委員会	12	10	0		0.0	0.0	人事課	池田市附属機関条例、池田市職員分限懲戒等調査委員会規則	2	R6.11.27	H25.4.1
	池田市特別職報酬等審議会	10	10	3	↑	30.0	10.0	人事課	池田市特別職報酬等審議会条例	2	R8.3.16	S41.7.1
	退職手当審査会	12	10	0		0.0	0.0	人事課	職員の退職手当に関する条例第22条	2	R6.11.27	H25.1.1
	池田市入札監視委員会	3人以内	3	1		33.3	33.3	契約検査課	池田市附属機関条例（池田市入札監視委員会規則）	2	R6.7.6	H25.4.1
	池田市事始め奨励金交付審査会	7	5	0		0.0	0.0	商工振興課	池田市事始め奨励基金条例、池田市事始め奨励金交付審査会規則	2	随時	H21.7.1
	池田市商工業関係者表彰審査会	5	5	0		0.0	0.0	商工振興課	池田市附属機関条例、池田市商工業関係者表彰審査会規則	1	随時	H25.4.1
	池田市企業育成室入居者審査会	7	4	0		0.0	0.0	商工振興課	池田市附属機関条例、池田市企業育成室入居者審査会規則	2	随時	H25.4.1
	池田市男女共同参画審議会	15	15	9	↑	60.0	46.7	ダイバーシティ共創課	池田市男女共同参画推進条例、池田市男女共同参画審議会規則	2	R7.6.1	H14.9.27
	池田市男女共同参画苦情処理委員会	3	3	2	↑	66.7	33.3	ダイバーシティ共創課	池田市男女共同参画推進条例 池田市男女共同参画苦情処理委員会規則	2	R7.6.1	H15.4.7

	委員会等の名称	定数（人）	委員数（人） 委員	うち女性	女性の割合（%）	女性の割合前年度（%）	担当課	根拠法令等	任期（年）	就任年月日	制定年月日
附属機関	池田市いじめ問題調査委員会	5	-	-	-	-	ダイバーシティ共創課	いじめ防止対策推進法 池田市いじめ問題調査委員会条例	委嘱の日からその委嘱に係る事務が終了する日まで	-	H27.4.1
	池田市公共施設等適正管理委員会	7	5	1	20.0	-	地域未来課	池田市公共施設等適正管理委員会条例	2	R7.8.1	R2.4.1
	池田市環境審議会	15	10	4	40.0	40.0	環境政策課	池田市環境基本条例、池田市環境審議会規則	2	R7.10.1	H28.7.1
	池田市緑化推進委員会	22	19	9	47.4	47.4	みどり農政課	池田市環境保全条例、池田市緑化推進委員会規則	2	R6.6.1	S53.8.1
	池田市民生委員推薦会	7	7	0	↓ 0.0	14.3	高齢・福祉総務課	民生委員法第８条 池田市民生委員推薦会規則	3	R7.8.1	S23.7.29 R4.3.18
	池田市総合福祉施策推進審議会	12	12	4	↑ 33.3	27.3	高齢・福祉総務課	池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例	2	R7.7.1	H28.6.24
	池田市福祉事務所老人ホーム入所判定委員会	10	7	2	↓ 28.6	42.9	高齢・福祉総務課	池田市附属機関条例 池田市福祉事務所老人ホーム判定委員会規則	1	R8.4.1	H25.3.29
	池田市地域自立支援協議会	20	12	3	25.0	25.0	障がい福祉課	池田市支え合いを大切にする福祉のまち基本条例 池田市地域自立支援協議会規則	2	R6.3.22	H18.10.1
	池田市豊能町能勢町障害者給付認定審査会	15	15	6	40.0	40.0	障がい福祉課	障害者総合支援法、池田市豊能町能勢町障害者給付認定審査会共同設置規約	2	R7.4.1	H18.4.1
	池田市障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会	20	14	6	42.9	42.9	障がい福祉課	池田市附属機関条例 池田市障害者計画及び障害福祉計画及び障害児福祉計画策定委員会規則	委嘱又は任命の日から計画の策定又は見直しの日まで	R5.10.12	H18.5.1
	池田市豊能町能勢町介護認定審査会	80	70	21	30.0	30.0	介護保険課	池田市豊能町能勢町介護認定審査会共同設置規約	2	R7.4.1	H11.6.25
	池田市介護保険事業運営委員会	15	11	4	↑ 36.4	33.3	介護保険課	池田市介護保険事業運営委員会規則	2	R7.4.1	H12.3.31
	池田市地域密着型サービス運営委員会	20	11	4	↑ 36.4	33.3	介護保険課	池田市附属機関条例、池田市地域密着型サービス運営委員会規則	2	R7.4.1	H25.3.29
	池田市地域包括支援センター運営協議会	20	11	4	↑ 36.4	33.3	介護保険課	池田市地域包括支援センター運営協議会条例	2	R7.4.1	H31.4.1
	池田市国民健康保険運営協議会	13	12	3	↑ 25.0	23.1	国保・年金課	国民健康保険法第１１条	3	R7.10.1	S36.4.1
	池田市子ども・子育て会議	15人以内	15	9	↓ 60.0	73.3	子ども政策課	池田市子ども条例	2	R8.1.30	H17.4.1
	池田市保育所等設置認可等審議会	5人以内	4	2	50.0	50.0	子ども政策課	池田市保育所等設置認可等審議会条例	2	R7.2.28	H28.6.24
	池田市発達支援システム検討委員会	13	11	8	72.7	-	発達支援課	池田市附属機関条例 池田市発達支援システム検討委員会規則	2	R8.1.1	H24.12.1
	池田市予防接種健康被害調査委員会	8人以内	8	2	25.0	25.0	健康増進課	予防接種法、池田市予防接種健康被害調査委員会規則	2	R7.10.1	S53.4.1
	池田市保健医療対策協議会	15	13	4	30.8	-	健康増進課	池田市附属機関条例	2	R7.7.1	H25.4.1
	池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会	規定なし	4	0	0.0	0.0	健康増進課 （休日急病診療所）	池田市附属機関条例、 池田市休日急病診療所医療事故等調査委員会規則	2	R7.7.1	H25.4.1
	池田市都市計画審議会	15	15	2	↓ 13.3	20.0	都市政策課	池田市都市計画審議会条例	1	R7.8.1	S44.8.1
	池田市空家等対策協議会	10	10	3	30.0	30.0	都市政策課	空家等対策の推進に関する特別措置法、池田市空家等対策協議会条例第３条	2	R6.11.1	H28.4.1
	池田市公共事業評価委員会	5	5	1	20.0	20.0	都市政策課	池田市附属機関条例第３条　池田市公共事業評価委員会規則	2	R6.3.1	H25.4.1
	池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会	5	-	-	-	25.0	都市政策課	池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第１５条 池田市営住宅等指定管理者選定・評価委員会規則	委嘱に係る事務が終了する日	—	R1.7.4
	池田市建築審査会	7	7	3	42.9	42.9	審査指導課	建築基準法第７８条	2	R8.4.1	H14.4.1
	池田市環境問題調整委員会	7	7	1	14.3	14.3	審査指導課	池田市環境保全条例第96条、池田市環境問題調整委員会規則	2	R6.10.1	S53.10.1
	池田市地域公共交通会議	20	18	1	5.6	5.6	都市政策課	道路運送法及び道路運送法施行規則　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び同施行規則	2	R8.4.1	H30.4.1
	池田市バリアフリー推進協議会	20	20	5	25.0	25.0	都市政策課	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	2	R8.4.1	H31.4.1
	伏尾台地域官民連携事業可能性調査委託事業者選定委員会	5	5	1	20.0	-	都市政策課	伏尾台地域官民連携事業可能性調査事業者選定委員会規則	調査審議及び答申が終了するまで	R7.6.17	R7.6.17
	池田市立学校給食運営委員会	20	16	7	↓ 43.8	61.1	学校給食センター	池田市立学校給食運営委員会条例、同施行規則	1	R6.7.1	H25.7.11
	池田市立学校給食運営委員会監査委員	5	5	1	↑ 20.0	0.0	学校給食センター	池田市立学校給食運営委員会条例施行規則	1	R6.7.1	H25.7.11
	池田市結核対策委員会	6	5	2	40.0	40.0	学務課	池田市附属機関条例、池田市結核対策委員会規則	1	R7.6.1	H15.5.26
	池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会	10	10	6	60.0	-	学校施設マネジメント課	池田市未来を見据えた学校づくりのための学校施設整備審議会条例	諮問に係る調査審議及び答申が終了するまで	R7.9.4	R7.9.4
	池田市教育委員会活動点検評価委員会	10人以内	7	1	14.3	14.3	教育政策課	池田市教育委員会活動点検評価委員会規則	2	R7.7.1	H25.4.1
	池田市特別支援教育検討委員会	25人以内	19	8	42.1	42.1	教育政策課	池田市附属機関条例、池田市特別支援教育検討委員会規則	2	R6.4.1	H26.4.1
	池田市教育委員会分限懲戒審査会	規定なし	8	2	↑ 25.0	12.5	教職員課	池田市附属機関条例・池田市教育委員会分限懲会審査会規則	1	R8.4.1	H24.4.1
	池田市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	12	0	0	-	30.0	学校教育推進課	義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（第13条） 池田市附属機関条例 池田市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則	1	-	H25.4.1
	池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会	5人以内	4	2	50.0	50.0	教育センター	池田市いじめ防止基本方針 池田市いじめ等生徒指導課題対策専門家委員会条例	2	R7.6.1	H27.4.1
	池田市いじめ重大事態第三者調査委員会	重大事態毎５人	4	2	50.0	50.0	教育センター	いじめ防止対策推進法	委嘱に係る事務が終了する日	R4.2.1	R4.2.1
	池田市文化財保護審議会	20	10	1	10.0	10.0	社会教育課	文化財保護法、池田市文化財保護条例、池田市文化財保護審議会規則	2	R6.7.1	S53.10.1
	池田市社会教育委員会議	10	8	1	12.5	12.5	社会教育課	社会教育法、池田市社会教育委員条例、池田市社会教育委員条例施行規則	2	R7.1.1	S35.3.29
	池田市史編纂委員会	8	4	0	0.0	0.0	歴史民俗資料館	池田市附属機関条例、池田市史編纂委員会規則	2	R7.4.1	H25.4.1
	池田市ｽﾎﾟｰﾂ推進委員会	33	33	10	30.3	33.3	社会教育課	スポーツ基本法、池田市ｽﾎﾟｰﾂ推進委員規則	2	R8.4.1	S36.8.24
	池田市公民館運営審議会	20	10	5	↓ 50.0	60.0	中央公民館	社会教育法第２９条、池田市公民館条例	2	R6.10.1	S33.11.1
	池田市図書館協議会	10	10	4	40.0	40.0	図書館	図書館法第１４条、池田市図書館条例、同施行規則	2	R6.11.1	S55.6.1
	小　計　６７（９）	**—**	**719**	**198**	**↑ 27.5**	**27.3**					
	行政委員会・附属機関計　７３（１２）	**—**	**752**	**201**	**↑ 26.7**	**26.5**					

（　）の数字は、うち女性がゼロの機関等の数

令和８年４月１日現在

	委員会等の名称	定数（人）	委員数（人） 委員	うち女性	女性の割合（%）		女性の割合 前年度（%）	担当課	根拠法令等	任期（年）	就任年月日	制定年月日
附属機関に類するもの	池田市自主防災組織連絡協議会	規定なし	45	2	↓	4.4	7.0	危機管理課	池田市自主防災組織連絡協議会規約	1	R7.4.1	H19.8.10
	池田市市民安全実行委員会	規定なし	47	6	↑	12.8	8.5	危機管理課	池田市市民安全委員会及び緊急特別委員会規則	3	R7.4.1	H21.4.1
	池田市都市提携委員会	若干名	34	7		20.6	20.6	ダイバーシティ共創課	池田市都市提携委員会規約	2	R7.4.1	S40.11.1
	池田市障害者歯科診療事業推進協議会	規定なし	7	2		28.6	28.6	障がい福祉課	池田市障害者歯科診療事業推進協議会設置要綱	1	R6.8.22	S59.4.1
	池田市自殺対策連絡協議会	規定なし	17	7	↑	41.2	17.6	障がい福祉課	池田市自殺対策連絡協議会設置要綱	―	R8.2.19	H23.7.1
	池田市要保護児童対策地域協議会	規定なし	86	49	↓	57.0	61.0	子ども家庭課	池田市要保護児童対策地域協議会設置要綱	1	R7.5.2	H18.4.1
	池田市公私立幼稚園振興協議会	規定なし	21	9		42.9	42.9	幼児保育課	池田市公私立幼稚園等振興協議会規約	1	R8.4.1	H15.7.1
	池田市特別支援保育運営委員会	規定なし	10	7	↓	70.0	72.7	幼児保育課	池田市特別支援保育実施要綱・池田市特別支援保育運営委員会運営要領	1	R8.4.1	H3.1.4
	休日診療部会	規定なし	5	0		0.0	0.0	健康増進課（休日急病診療所）	池田市休日診療部会設置要綱	2	R7.7.1	S53.4.29
	池田市鳥獣被害防止対策協議会	7	7	0		0.0	0.0	みどり農政課	池田市鳥獣被害防止対策協議会規約	設定なし	R6.4.1	H22.10.4
	池田市交通問題協議会	20	13	0		0.0	0.0	都市政策課	池田市交通問題協議会設置要綱	2	R7.5.1	S55.4.1
	池田市上下水道サポーター会議	25	11	6	↑	54.5	31.6	上下水道部経営企画課	池田市上下水道サポーター設置要綱	1	R8.4.1	H9.4.1
	池田市立学校園保健協議会	規定なし	123	52	↑	42.3	40.7	学務課	池田市立学校園保健協議会規約	1	R8.4.1	S36.5.29
	池田市人権教育推進委員会	13	13	4		30.8	30.8	学校教育推進課	池田市人権教育推進委員会規約	1	R7.7.11	H14.4.1
	池田市人権教育研究協議会	22	22	9		40.9	40.9	学校教育推進課	池田市人権教育協議会規約	1	R8.4.9	S42.5.11
	池田市進路保障協議会	16	16	1		6.3	6.3	学校教育推進課	池田市進路保障協議会規約	1	R7.6.6	S49.11.21
	池田市在日外国人教育研究協議会	22	22	14	↓	63.6	66.7	学校教育推進課	池田市在日外国人教育研究協議会会則	1	R8.4.9	H5.4.1
	池田市青少年指導員協議会	60	60	40	↑	66.7	61.7	地域教育課	池田市青少年指導員設置要綱	2	R8.4.1	S28.8.19
	感染対策委員会	12人以上	16	4	↓	25.0	31.3	市立池田病院 感染制御部	感染対策委員会規約	1	R8.4.1	H6.4.1
	市立池田病院倫理委員会	9	14	4	↓	28.6	33.3	市立池田病院 臨床研究管理部	臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚労省告示第415号）	2	R8.4.1	R5.4.1
	市立池田病院治験審査委員会	5人以上	14	4	↓	28.6	33.3	市立池田病院 臨床研究管理部	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）第80条の2 厚生省令第28号（医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（省令GCP））	2	R8.4.1	R5.4.1
	ＭＲＭ委員会	規定なし	12	4	↑	33.3	30.8	市立池田病院医事課	市立池田病院事業医療安全管理体制の整備に関する要綱	1	R8.4.1	R8.4.1
	市立池田病院地域医療連携推進委員会	25	20	5		25.0	25.0	市立池田病院医事課	医療法施行規則第九条の十九 市立池田病院地域医療連携推進委員会設置要綱	1	R7.4.1	H21.9.24
	池田市消費者安全確保地域協議会	規定なし	17	10	↓	58.8	61.1	商工振興課	消費者安全法第１１条の３、池田市消費者安全確保地域協議会設置要綱	規定なし	会議開催の都度	R5.4.1
	小　　計　２４（　３）	**―**	**652**	**246**	**↑**	**37.7**	**35.8**					
	総　　計　９７（１５）	**―**	**1,404**	**447**	**↑**	**31.8**	**30.8**					

（　）の数字は、うち女性がゼロの機関等の数

第３次池田市男女共同参画推進計画

～いけだパートナーシップ21～

推進状況報告書

―令和７年度施策―

２０２６年（令和８年）９月発行

池田市　市民活動部　ダイバーシティ共創課

〒５６３－８６６６

大阪府池田市城南１丁目１番１号

ＴＥＬ　０７２－７５４－６２３１（直通）

０７２－７５２－１１１１（代表）